

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

佐川町は、平成 30 年 6 月時点の人口が約 13,000 人（高齢化率 37.1%）であるが、7 年後の平成 37 年には人口が約 11,800 人に減少し、高齢化率も 40%を超えることが予測されるなど、人口減少と少子高齢化が確実に進行している。

産業は、町内全域に広く立地しており、業種も農林業、製造業、サービス業と多岐に渡っているが、第一次産業が 13.4%、第二次産業が 22.3%なのに対し、第三次産業が 64.3%と半数以上の割合を占めるなど、第三次産業の構成比率は年々増加しており、農林業や製造業などの衰退化が懸念されている。

町内には 532 の事業所（平成 26 年経済センサス参照）があるが、有効求人倍率が 1.12（平成 30 年 3 月現在）という水準にあり、多くの事業所が人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると佐川町の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、佐川町の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、高吾北地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

佐川町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が佐川町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

佐川町の産業は佐川地区、斗賀野地区、尾川地区、黒岩地区、加茂地区と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

佐川町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が佐川町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。